

第八條 申告義務者ニシテ前條ノ期間内ニ關東州國勢調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ國勢調査委員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第九條 申告義務者ハ昭和十五年十月一日午前八時迄ニ關東州國勢調査申告書ヲ作成シ國勢調査委員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第十條 昭和十五年十月一日午前零時ニ關東州内ニ現在シタル者ニシテ第二條第一項第一號ニ掲グルモノ何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ同月四日迄ニ國勢調査委員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ本人又ハ第五條ニ規定スル配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹若ハ召集通報人ニ於テ知リタルトキ亦前項ニ同ジ

第十一條 關東州廳長官ハ滿洲國駐劄特命全權大使ノ命ヲ承ケ國勢調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十二條 國勢調査執行ノ爲地方ニ國勢調査委員長、國勢調査副委員長、國勢調査指導員、國勢調査參與員及國勢調査委員ヲ置ク

第十三條 國勢調査委員長ハ市長又ハ民政署長ヲ以テ之ニ充ツ關東州廳長官ノ指揮監督ヲ承ケ地方ニ於ケル調査ノ執行ヲ管掌ス

國勢調査副委員長ハ警察署長ヲ以テ之ニ充ツ國勢調査委員長ヲ佐ケ地方ニ於ケル調査ノ執行ヲ協力ス
國勢調査指導員ハ公務員中ヨリ大使之ヲ命ズ國勢調査委員長ノ指揮監督ヲ承ケ調査事務ノ執行ヲ指導ス
國勢調査參與員ハ公務員又ハ學識名望アル者ノ中ヨリ大使之ヲ命ジ又ハ囑託ス國勢調査委員長ヲ佐ケ調

査ノ趣旨ノ普及ヲ圖リ其ノ執行事務ニ參與ス
國勢調査委員ハ公務員又ハ地方ノ事情ニ通曉スル者ノ中ヨリ大使之ヲ命ジ又ハ囑託ス國勢調査委員長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル關東州國勢調査申告書用紙ノ配付、關東州國勢調査申告書ノ蒐集、調査事項ニ關スル質問其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十四條 國勢調査委員長ハ調査ヲ執行スル爲關東州廳長官ノ認可ヲ經テ管内ノ區域ヲ調査區ニ分畫シ國勢調査委員ノ擔當區ヲ指定スベシ

第十五條 國勢調査委員ニハ別ニ告示スル様式ノ徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十六條 國勢調査委員各世帯ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル期間ハ昭和十五年九月十日ヨリ同年十月五日迄トス但シ蒐集シタル關東州國勢調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲國勢調査委員前項ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザルトキハ事故ノ止ミタル後直ニ之ヲ執行ス此ノ場合ニ於テハ國勢調査委員長ハ直ニ其ノ旨ヲ關東州廳長官ニ報告スベシ
關東州廳長官前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ大使ニ報告スベシ

第十七條 外國ノ軍艦、刑務所及留置場ニ現在スル者ノ調査ニ付テハ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第十八條 關東州國勢調査申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
關東州國勢調査申告書ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ公表スルコトヲ得ズ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 國勢調査ノ事務ニ從事シタル者ニシテ其ノ職務ノ執行ニ因リ知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩シタルモノ

二 國勢調査ニ際シ之ヲ忌避シ、申告ヲ爲サズ又ハ不實ノ申告ヲ爲シタル者

三 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者

四 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ國勢調査ヲ妨ゲタル者

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 昭和七年十一月律令第二號ハ本島人ノ戶籍ニ關スル件ナリ

勞働者災害扶助法施行令その他の一部

改正

勞働者災害扶助法施行令は昭和十五年勅令第六百十五號を以て一部改正を見たが、同じく勞働者災害扶助責任保險法施行規則も同九月十八日厚生省令第三十五號を以て一部改正を見るに到つた。なほ勞働者災害扶助責任保險に於ける保険料率も厚生省告示第二百八十八號を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

勞働者災害扶助法施行令中改正

(昭和十五年九月十七日 勅令第六百十五號)

労働者災害扶助法施行令中左ノ通改正ス
 第二條第一項第二號中「一萬圓」ヲ「五千圓」ニ改ム
 第十五條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ注文ニ依ル工事又ハ同號(ハ)ノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未満ノ者ハ五十五錢、十六歳以上ノ女子ハ八十錢、其ノ他ノ者ハ一圓三十錢

附則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第二條ノ改正規定ハ請負金額一萬圓未満ノ工事ニシテ本令施行前ニ請負契約ノ締結セラレタルモノニハ之ヲ適用セズ
 本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

〔参照〕

昭和六年八月公布勅令第二百七十六號労働者災害扶助法施行令抄録

第二條第一項

労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル規模ノモノトス但シ軒高九米未満ニシテ且建築面積三百三十平方米未満ノ木造家屋ノ建築工事ヲ除ク
 二 請負ニ依ルモノニシテ請負金額一萬圓以上ノモノ

第十五條第一項

標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス
 一 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未

滿ノ者ハ四十錢、十六歳以上ノ女子ハ六十錢、其ノ他ノ者ハ一圓

労働者災害扶助責任保険法施行規則中改正

(昭和十五年九月十八日厚生省令第三十五號)

第十五條 削除

第二十二條第一項、第二十二條及第二十三條中「労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事」ヲ「労働者災害扶助責任保険ニ付スル工事」ニ改ム

第一條乃至第五條、第八條、第十四條、第十六條及第十九條乃至第二十一條中「社會局長官」ヲ「保險院長官」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和六年十一月二日內務省令第三十三號労働者災害扶助責任保険法施行規則抄録

第十五條 前條ノ保險金支拂ノ請求書ハ毎月二十日迄ニ前月分ニ付之ヲ提出スベシ

第二十條第一項

労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ注文者請負者ニ工使用物ヲ支給シタルトキハ工事終了後遲滞ナク其ノ支給シタル物ノ種類別數量及左ノ各號ニ依リ算定シタル價額ヲ社會局長官ニ申告スベシ
 (左記略ス)

第二十二條 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ注文者、保險契約者、保險金受取人又

ハ扶助ヲ受クベキ者未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第二十三條 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ注文者、保險契約者又ハ保險金受取人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

労働者災害扶助責任保険ニ於ケル保險料率

(昭和十五年九月十八日厚生省令第二百八十八號)

労働者災害扶助責任保険ニ付スル工事ノ保險料率左ノ通定メ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 労働者災害扶助責任保険ニ付スル工事ノ保險料率ハ別表ノ通トス

一 工事ニシテ二以上ノ種類ヲ包含スルトキハ高キ料率ニ據ル但シ其ノ種類毎ニ請負金額又ハ賃金額ガ區分セラルル場合ニハ此ノ限ニ在ラス

附則

昭和六年十一月一內務省告示第二百六十六號ハ之ヲ廢止ス(別表)

工事ノ種類	請負金一萬圓當リノ保險料		賃金一圓當リノ保險料
	圓	圓	
労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ工事	四三	四	六三
隧道工事	一一四		四五

地下鐵道 <small>（但シ開鑿式ニシテ 上表部ヲ一般交通 ノ用ニ供セザルモ ノヲ除ク）</small> 建設工事	一六六	三二〇
水力發電用建設土木工事	二二四	一〇五
鐵道軌道工事	六六	三八
河川工事	二三三	一六
土地整理工事	五六	三四
道路工事	四六	二二
道路鋪裝工事	一八	二〇
工作物ノ破壞工事	一	四五
建築工事	一八	二〇
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土 造家屋建築工事	二七	三八
鐵骨家屋建築工事	二〇	三五
家屋附帶設備工事	六	一二
機械器具ノ組立又ハ据付 工事	二二	六五
橋梁工事	五二	三二
其ノ他ノ工事	三五	二九

〔参照〕

昭和六年十一月二日内務省告示第二百六十六號ハ本號
ト同伴ナリ

總力戰研究所の創立

時局下緊急の要望に則應して其の創立を待望されて
ゐた總力戰研究所は昭和十五年九月三十日勅令を以て
其の官制その他の公布を見た。之を掲ぐれば以下の如
くである。

總力戰研究所官制

（昭和十五年九月二十日
勅令第六百四十八號）

- 第一條 總力戰研究所ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ國
家總力戰ニ關スル基本的調査研究及官吏其ノ他ノ者
ノ國家總力戰ニ關スル教育訓練ヲ掌ル
- 第二條 總力戰研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 所長 勅任
- 所員 專任十一人 奏任内三人ヲ勅任ト
助手 專任 五人 判任
書記 專任 三人 判任
- 第三條 所長ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ
統理ス
- 第四條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル
- 第五條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス
- 第六條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第七條 總力戰研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム
參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及
學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令中改正

（昭和十五年九月三十日
勅令第六百四十九號）

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス
第八條中「對滿事務局次長」ノ次ニ「總力戰研究所長」
ヲ、「内閣情報部情報官」ノ次ニ「總力戰研究所員」ヲ加フ
第十四條中「興亞院電信官」ノ次ニ「總力戰研究所員」ヲ
加フ

別表第一表内閣ノ部中興亞院調査官ノ項ノ次ニ左ノ如
ク加フ

總力戰研 究所長	同上
總力戰研 究所員	

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ
所員ニ專任セラレタル者ノ分限規定

（昭和十五年九月三十日
勅令第六百五十號）

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ所員ニ專
任セラレタル者ハ現役トス
前項ニ規定スル者ハ陸海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ陸
海軍ノ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國土計畫設定要綱の發表及地方計畫
要綱

要綱

昭和十五年八月一日政府發表の基本國策要綱中に明
示された「日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とす
る國土開發計畫の確立」に就いては爾來企畫院を中心
として研究を重ねられてゐたが、九月二十四日「國土計
畫設定要綱」として正式に閣議決定を見るに到つた。
獨伊、北米、ソ聯等の列強を中心に世界各地の廣域
ブロック化を見ようとしてゐる現下の世界情勢に則應
し、日滿支を中心とし南洋をも含む東亞諸國を一丸と